

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 北海道財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年10月13日 |
| 【会社名】 | 株式会社テーオーホールディングス |
| 【英訳名】 | T.O. Holdings CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小笠原 康正 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 北海道函館市港町三丁目18番15号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年8月25日に提出いたしました第63期（自平成28年6月1日至平成29年5月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、代表取締役社長小笠原康正は、平成29年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第59期から第63期の有価証券報告書、及び第61期から第63期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社の平成30年5月期第1四半期の決算業務にあたり、会社分割後の資産及び負債状況等について検証作業をしていたところ、過去に連結子会社で認識した土地の減損損失に関する連結決算手続上の誤りが判明したことによります。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

連結決算・財務プロセスの見直しによる内部統制強化

経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化

経理、連結決算業務に関する専門的知識の習得（社員教育の徹底）